

# 納 付 相 談

## ●滞納処分について

保険料の納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状を発付するとともに納付推進センターから電話による納付案内や、文書催告などを行います。

なお、督促状で指定した納期限までに納付がない場合、預貯金、生命保険、給料等の財産を差し押さえる場合があります。

## ●延滞金について

保険料を納期限までに納付しなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した額の延滞金を納付しなければなりません。

保険料を納期内に納められない場合は、必ず納付相談をしてください。

## 【保険料の納付についての問い合わせ先】

令和8年度分の国民健康保険料のみ滞納がある方

☎043-245-5164

【健康保険課】 中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟9階

令和7年度以前の滞納がある方（国民健康保険料以外も含む）

●中央区にお住まいの方

☎043-233-8139

●若葉区・緑区にお住まいの方

☎043-233-8368

【東部市税事務所】

若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所2階

●花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方

☎043-270-3284

●千葉市以外にお住まいの方

☎043-270-3139

【西部市税事務所】

美浜区真砂5-15-1 美浜区役所2階